

令和7年度10月市営住宅等入居補欠者募集要項

1 受付期間

令和7年10月10日(金)～10月17日(金) (閉庁日を除く)

【申込書の配付：令和7年10月8日(水) から】

2 受付場所

唐津市役所1階・市営住宅指定管理者(株)創建唐津事務所窓口

相知市民センター内・市営住宅指定管理者(株)創建相知事務所窓口

午前8時30分から午後5時まで

3 補欠者募集団地

市営住宅(各市営住宅の概要 別紙1のとおり)

4 入居申込資格

(1) 現に住宅に困窮していることが明らかな人。

(持ち家等がある人は、申し込みできません。)

(2) 政令で定める収入基準に見合うこと。(収入基準は別紙3のとおり)

(3) 現に同居し又は同居しようとする親族があること。ただし、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情のある人及び婚姻の予定者(入居時に婚姻しており、その後1か月以内に同居できる状態にある人)を含みます。

※単身者の場合は、別紙2の条件に該当する人のみ、該当する市営住宅への申し込みができます。ただし、一部の市営住宅については、別紙2の条件に該当しない人も申し込みができます。詳しくは、ご相談ください。

(4) 市税(唐津市に納めるべき税全て)の滞納がないこと。

(5) 申込者(同居者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

※入居資格については、唐津警察署に照会します。

5 申込方法

(1) 市営住宅入居申込書に所要事項を記入して申し込みください。

(申込書は、市営住宅指定管理者(株)創建唐津事務所・相知事務所窓口にあります。)

(2) 申し込みの際は、申込者又は家族の方がおいでください。

電話又は郵送による申し込みは受け付けません。

(3) 公開抽せんは、指定管理者が行います。

受付順が抽せん順となります。

- (4) 提出された書類は、返還できません。
- (5) 駐車場が不足していて、入居しても駐車ができない住宅もあります。
申込の際に、乗用車をお持ちかどうか、駐車場使用の予定があるかを必ずお伝えください。

6 申し込みに必要な書類

- (1) 市営住宅入居申込書（現住宅の家賃証明及び婚約証明書を含む。）
- (2) 住民票の写し（家族全員及び続柄が載っているもの）……… 1 通
- (3) 収入を証する書類
1 6 歳以上の入居予定者全員分の市町村（税務課）の発行する令和 6 年分所得証明書……… 1 通
※新しい仕事に変わった人は、給与等支払証明書が必要となります。
- (4) 納税証明書
1 6 歳以上の入居予定者全員分の唐津市税務課の発行する市税の納税証明書（建築住宅課所定様式）……… 1 通
- (5) 生活保護を受けている人は、生活保護証明書（生活支援課、福祉事務所に発行）……… 1 通
- (6) 身体障がい者、精神障がい者及び知的障がい者（以下「障がい者」という。）の入居者がいる場合は、障がい者手帳等の提示。
- (7) ハンセン病療養所入所者等の入居者がいる場合は、国立ハンセン病療養所等の長の証明書。
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定する被害者の場合は、婦人相談所長の証明又は裁判所の保護命令決定書の写し。
- (9) 配偶者がいない方が申込者の場合は、独身証明書または戸籍謄本・1 通
- (10) その他

上記書類が提出された場合でも、入居資格の判定が困難な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります、あらかじめご了承ください。

※個人番号を提供いただくことにより、住民票及び所得証明書の提出を省略できる場合があります。

※身元引受人が必要な場合があります。

7 入居者の選考

- (1) 申込者の入居資格は、書類及び実態調査で審査し、公開抽せんで補欠順位を決定します。**公開抽せんは、申し込みの受付順に行います。**
 - (2) 次のいずれかに該当する申込者は、抽せん権が 2 回あります。
 - ① 18 歳未満の子どものいる母子・父子世帯
 - ② 18 歳未満の子どもの 3 人以上いる多子世帯
- ※ 都市計画法、土地区画整理法及び土地収用法の事業により、住居の退去を迫られている人は、上記補欠順位によらずに入居させる場合があります。

8 抽せん日及び抽せん会場(予定)

抽せん日 令和7年10月28日(火) 10:00～

抽せん会場 唐津市役所5階 503・504会議室

※抽せんの日時や場所は、申込の状況等により、変更になる場合がありますので、その場合には申込者に連絡いたします。

9 入居について

(1) 募集住戸に空き家が発生し、準備が整い次第、補欠順位により連絡し、部屋の確認の後、入居の手続きをします。なお、特定目的(高齢者世帯向、母子世帯向、身体障がい者世帯向)住宅に空き家が発生した場合は、補欠順位で、その住宅の入居条件を満たす世帯からの入居となります。

(2) 入居に際し、請書(入居名義人の実印(印鑑登録証明書)並びに、連帯保証人の実印(印鑑登録証明書)及び所得証明書)が必要(市長が特別の事情があると認める場合を除く)の提出、敷金(家賃の3月分)の納入など、所定の手続きが必要です。

(3) **犬、猫などのペット類は飼えません。**

市営住宅の敷地内では、野良犬や野良猫などへの餌付けも禁止しています。

10 補欠順位の有効期限

令和8年3月31日まで

11 特定目的住宅の入居関係について

(1) 高齢者世帯向住宅

入居者が60歳以上で、かつ同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の世帯

(2) 母子世帯向住宅

18歳未満の子どもがいる母子・父子世帯

(3) 身体障がい者世帯向住宅

入居者若しくは同居者に身体障害者手帳の交付を受けている人で4級以上の人がいる世帯

12 その他

市営住宅の家賃は、毎年度、入居者が収入を申告し、認定された収入に応じて決定します。また、認定された収入が規定以上であり、入居年数が規定以上であった場合、明渡の努力義務が課される、または明渡請求を行う場合があります。

連帯保証人は、入居者と連帯して、家賃その他の入居者の債務について負担します。

※ 問い合わせ先一覧

市営住宅指定管理者(株)創建 唐津事務所 TEL 0120-740-784

市営住宅指定管理者(株)創建 相知事務所 TEL 0120-947-472

唐津市建築住宅課住宅管理係 TEL 0955-72-9139

令和7年9月1日現在

問 合 先	団地名	建築 年度	所在地	構 造 住戸タイプ	エレ ベーター	住宅 使用料 (円)	該当校区		募 集 戸 数	特定目的		
							小学校	中学校		高 齢	母 子	身 障
(株)創建 唐津事務所	ふたご 二タ子	S57 ～ H1	二タ子 3丁目9番	中耐3～5F 耐火2F 1DK、2LDK 3DK		9,500 ～ 38,700	西唐津	西唐津	83	6	8	4
	みほ おか 美帆が丘	R1	八幡町 638番地66	中耐3F 2DK 3DK	有り	14,200 ～ 38,900	佐志	佐志	15	0	0	0
	りんこう 臨港	S55	二タ子 3丁目 8番3号	高耐9F 2DK～4DK	有り	14,300 ～ 41,600	西唐津	西唐津	93	1	10	5
(株)創建 相知事務所	しんやしき 新屋敷 【改良】	H15 ～ H19	巖木町岩屋 530番地19	中耐3F 2DK 3DK 木造平屋 2DK 3DK 木造2階建 3DK	有り	16,300 ～ 45,800	巖 木	巖 木	71	4	0	2
	コーポラス のぞみ	H15	相知町相知 1565番地	中耐3F 2DK 3DK	有り	17,000 ～ 42,900	相 知	相 知	22	0	0	0
唐津(株)事 務創建所	のうさ 納所	H6	肥前町納所 丁566番地	耐火2F 3DK		17,100 ～ 34,600	肥前	肥前	6	0	0	0
	だい コーポうしお台	H28 ～ H30	鎮西町横竹 391番地4	中耐3F 2DK 3DK	有り	15,100 ～ 41,900	呼子 打上	海青	57	0	0	0

※1 別途駐車場使用料が必要となる団地もあります。

※2 年齢を問わず単身で入居可能な住宅もあります。詳しくはお問い合わせください。

単身者の入居関係

1 単身者入居資格は以下のとおりです。

単 身 者 入 居 資 格	条 件
①60 歳以上の人 ②身体障害者手帳の交付を受けている人で、1 級から 4 級の人 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、1 級から 3 級の人 ④療育手帳の交付を受けている人で、上記③の精神障がい の程度に相当する程度の人 ⑤戦傷病者(恩給法別表第 1 号表の 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表の 3 の第 1 款症である人) ⑥原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人 ⑦生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者 ⑧海外からの引揚者で引き揚げてから 5 年を経過していない人 ⑨ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等 ⑩配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 3 条第 3 項第 3 号に規定する一時保護又は同法第 5 条の規定による保護が終了した日から 5 年を経過していない人並びに同法 10 条第 1 項の規定による裁判所の保護命令決定を受けた日から 5 年を経過していない人	身元引受人が必要です。

※ただし、上記の申請資格がある人で身体上又は精神上著しい障がいがあるため常時介護が必要な人は除きます。

※上記の単身者入居資格が無い場合でも、一部の市営住宅については、申

し込みができます。詳しくは、ご相談ください。

- 1 一般世帯については、「入居申し込みをした日」において、公営住宅法で定める計算方法により算出した「収入月額」が158,000円（改良住宅は、114,000円）以下であること。
 - 2 裁量世帯（詳細は後記のとおり）については、「入居申し込みをした日」において、公営住宅法で定める計算方法で算出した「収入月額」が214,000円（改良住宅は、139,000円）以下であること。
- ・ 具体例：夫婦と子供2人の世帯の人は、下表中※印の欄に該当します。

収入基準の年収(月収)換算表（市営住宅分）

（給与所得者1人、（ ）は月収、単位：円）

種 別	扶 養 親 族				
	0人	1人	2人	3人 ※標準世帯	4人
一般世帯	2,967,999 (247,333)	3,511,999 (292,666)	3,995,999 (332,999)	4,471,999 (372,666)	4,947,999 (412,333)
裁量世帯	3,887,999 (323,999)	4,363,999 (363,666)	4,835,999 (402,999)	5,311,999 (442,666)	5,787,999 (482,333)

公営住宅法で定める収入の計算方法(月額)

○給与所得者

年間総収入額－所得控除額＝給与所得控除後の金額※1

（給与所得控除後の金額－380,000円×扶養親族数－その他の所得控除額）
 ×1/12＝158,000円以下（一般世帯）
 ＝214,000円以下（高齢者、障がい者世帯などの裁量世帯）

○事業所得者

（市町村民税課税対象額－380,000円×扶養親族数－その他の所得控除額）
 ×1/12＝158,000円以下（一般世帯）
 ＝214,000円以下（高齢者、障がい者世帯などの裁量世帯）

※その他の所得控除額とは

- ・ 老人控除対象配偶者控除（70歳以上） 10万円
- ・ 老人扶養親族控除（70歳以上） 10万円
- ・ 16歳以上23歳未満の扶養親族控除（旧特定扶養親族）の控除 25万円
- ・ 寡婦(夫)控除・障害者控除 27万円
- ・ ひとり親控除（所得者本人で、その者の所得金額が35万円未満
 の場合は当該所得金額） 35万円
- ・ 特別障害者控除 40万円

※1 令和2年度税制改正に伴い、給与・年金所得を有する入居者及び同居者には、所得金額調整控除が加算されます。

裁量世帯とは

- 1) 入居者又は同居する親族に障害者基本法第2条に規定する障がい者であつて次にあげる障がいの程度の一に該当する人がいる場合
 - ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に記載された障がいの程度が同法施行規則別表第5号の1級から4級までであること。
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級または2級の精神障がい者
 - ウ イに規定する精神障がいの程度に相当する程度の知的障がい者
- 2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の者であるか、又は18歳未満である場合
- 3) 入居者又は同居する親族に戦傷病者手帳の交付を受けている人
(恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表の3の第1款症) がいる場合
- 4) 入居者又は同居する親族に原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人がいる場合
- 5) 入居者又は同居する親族に海外からの引揚者で引き揚げから5年を経過していない人がいる場合
- 6) 入居者又は同居する親族にハンセン病療養所入所者等に該当する人がいる場合
- 7) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの幼児がいる場合